

平成30年12月5日（水曜日）午前10時0分開議

○議長（東久保耕也君） 16番三橋君。

（16番 三橋和史君 登壇）

○16番（三橋和史君） 新風政和会の三橋でございます。質問の機会をいただき、会派の皆様に深く感謝申し上げます。

本日も一問一答形式で行います。

1問目は、観光経済部所管の事項について、市長にお尋ねします。

行政における政策立案はEBPMの観点から合理的根拠に基づくべきであるということは、市議会でも市長側から見解を示されてきたところであります。

奈良市における近年の観光客数は増加傾向にありますが、その要因に関しましては、隣接府県の伸び率と比較して検討しなければ本質的な分析はできませんし、外国人観光客数の増加につきましても、単に円に対する外貨の相対的価値が高くなっていることによって生じている事象にすぎないという面も大きいと私は考えております。

行政の実施する事業については、市場抑制力もありませんから、行政施策による寄与度を分析し、最少の経費で最大の効果を上げるための分析を常に怠らないということが必要であると申し上げておきたいと思いますが、奈良市役所において、これらの経済統計分析の各施策への反映は行われているのかどうか、認識をお答えください。

○議長（東久保耕也君） 市長。

（市長 仲川元庸君 登壇）

○市長（仲川元庸君） ただいまの三橋議員からの御質問にお答え申し上げます。

市内で行われているさまざまな観光イベントの経済効果等をどのように測定して、また施策に反映をしているかという御質問でございます。

市内で行われている行事はたくさんございまして、参加者数などにつきましてはおおむね測定をされておりますものの、イベント内や市内での消費額、またどこから参加されているかということなどにつきましては、一部においてはアンケート調査を実施しているものもございしますが、全てではないという状況がございます。

こういったデータをしっかりと施策に反映することについては、御指摘のとおり大変重要な観点だと考えております。特にイベントの開催におきましては、そのコンセプトによりまして、何を参加者に知っていただきたいかという側面と参加者のニーズへの対応、またどれだけの経済効果を見込むかなどのさまざまな面から検討が必要だと考えております。

また、アンケート調査の結果の反映につきましては、参加者からの意見をもとに運用面を工夫しているということもございしますが、経済面での効果を事業に生かすという部分につきましては、まだまだ不十分だと認識をいたしております。

今後、調査の体制、またいわゆる産学からの協力なども含めて、さらに効果的な施策につなげていくよう努力をしてみたいと考えております。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番(三橋和史君) 行政施策におきましては、市民の可処分所得をいかに増大させていくかというところが行政の最大の使命の一つであるというふうに考えております。

国では、1世帯当たりの可処分所得の金額については平成26年度から最新の統計値では5,000円も、月額5,000円も上昇している一方で、奈良市家計調査においては、1世帯当たり可処分所得は、反対に月額2万3000円以上も下降しているというような現状でありまして、奈良市民の可処分所得は大きく減少しているというのが見てとれます。

市における市民の可処分所得の向上のために、奈良市が一体どのような政策を行っているのかどうかという点については、私には残念ながら明確には見えてこないというところでございます。

平成30年もいよいよ師走に入りましたけれども、本年中に市民負担の増大につながる動きは多く見られました。下水道料金の値上げの話もただいまございましたけれども、今議会にはごみの処理手数料の値上げについても議案が提出されている。これらは可処分所得を減少させる施策であります。そういった議案に代表されるように、奈良市は市民の可処分所得を減少させるという、まるで求められている政策と真反対のことをやっているのではないかということをお私に指摘したい。

先ほど申し上げた経済統計調査からいいましても、むしろ市民負担を少なくして域内経済を活性化させていかないといけないという時期にある中で、こういった値上げ、値上げ、値上げというような施策は適切ではないというふうに思いますけれども。

そこでお尋ねしますけれども、下水道料金の値上げやごみの処理手数料の値上げについて、これまで市民の可処分所得等の経済統計を分析した上で検討されたかどうか、お聞かせいただけますか。

○議長(東久保耕也君) 市長。

○市長(仲川元庸君) 市民の可処分所得という今御指摘でございますけれども、これは大きな要因としては、やはり現役世代が退職期を迎えるニュータウン特有の現象でございます。

御指摘のように、ごみや下水道料金が当然市民生活に年額幾らぐらいの影響を与えるかというようなことについてはシミュレーションをさせていただいておりますが、可処分所得に与える影響という観点ではございません。

○議長(東久保耕也君) 三橋君。

○16番(三橋和史君) 下水道料金一つとりましても、各世帯平均3,000円程度値上げというような試算も出ております。3,000円も値上げというのは、市民にとっては非常に大きい。市長のように高額な所得者ばかりではございませんので、そういった点から踏まえても、こういった経済統計の客観的な数値に裏打ちされた政策をとっていただきたいというのをまず指摘しておきたいというふうに思います。

2つ目の項目として、耐震問題についてお尋ねをいたします。

県立高等学校の異常な耐震問題につきましては、耐震改修促進法に基づいて私から市長に対して行政指導の求めを提出して、市長は奈良県に対して行政指導を行われたわけでありまして、その点は以前にも申し上げましたとおり高く評価をしておりますし、御礼を申し上げるという次第でございます。

しかしながら、先般の私の文書質問に対しては、奈良県に気を使われたのか、耐震化の方法は奈良県及び奈良県教育委員会において適切に対応すべきものという要旨の回答をされておまして、県教委によってずさんな計画しか示されていない状況に鑑みると、率直に言って奈良市に対

しても残念でありますし、その回答内容も質問に対して答えたものではございませんでした。

そこでお尋ねいたしますけれども、奈良県は行政指導を受けてどのような措置を講じたのか、また講じようとしているのかお聞かせください。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 県がどのような対策を講じたかということでございますけれども、既に報道等でも出されておりますように、仮設の校舎を校庭に建設し、またその校舎が建設されるまでの間におきましては、廃校となりました他の校舎を活用する、また、一部の危険な建物については使用しないというような対応を順次打たれていると認識をいたしております。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 昨日の市長の議会答弁では、耐震化の方法については、ひとえに奈良県及び奈良県教育委員会において適切に対応すべきものというような旨の答弁がありましたけれども、これは所管行政庁としては無責任だと思えます。法が権限を市長に与えている趣旨からいって、行政指導の相手方がひとえに適切に対応すべきものというのは法の趣旨に反する。所管行政庁としてしっかりと指導を継続していただきたいというふうに思います。

なかなか行政指導がなぜこれほどまでに適切に行われないのかなというふうに思っておりますけれども、調べましたら、行政指導指針というのでも奈良市において策定されていないんですね。フローチャートみたいなものがあるだけであって、普通行政指導を何回行ったら次の段階にいくとか、そういうものを定めるのが基本であって、行政指導指針を策定して公表するというのが法律で求められているのに、奈良市役所では策定されていないということも明らかになっていますので、耐震問題、今社会問題になっていますからね、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、市役所の本庁舎の耐震化問題について質問します。

私は、これまでも防災上の観点からも、市民負担を考慮した資産経営的な費用対効果の観点からも、建てかえを選択すべきであるというふうに申し上げてまいりました。市長は、先ほど市による行政指導を受けて、奈良県は一部校舎の施設の使用禁止措置を順次とっていつているという御説明をされました。奈良市役所の構造耐震指標——I s 値ですね——現状では0.17、そしてこの議会棟は0.02なんですね。市が行政指導した相手が立入禁止措置を講じている建物、また講じようとしている建物というのは、これよりも高い水準なんですね。行政指導を行ったのであれば、市施設についても同様の措置をとらないと矛盾しているというふうに思います。

地震が発生したら崩壊する危険性が高い建物に市民の皆さんを、この市役所に来させているという事態であるということが発覚しているわけです。使用停止の措置を、奈良県はI s 値0.11、0.17、0.28の建物を使用停止にするというふうに言っているわけですね。奈良市役所は現状0.17、0.02でありますから、この水準を踏まえますと市役所のほうがI s 値が低いんですね。使用停止の措置を講じないとおかしいんじゃないですか、その点どうですか。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 耐震化問題につきましては、これまでも市でも特に子供たちを最優先ということで学校への耐震化に取り組んできましたが、依然として耐震化が図れていない建物が複数存在をしているということは十分認識をいたしております。この本庁舎につきましても御指摘のとおりでございます。

このあたりはそういったこともありますので、早急に耐震化をしていかなければならないとい

うことですが、一方で耐震性がない建物であっても最低限の業務の継続性ということも不可欠でございますので、既に耐震化に向けての取り組みに着手しているということもございまして、早期に耐震化を完了させていくということで対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 奈良県を指導して、奈良市のところの市役所自体の耐震性が実はそれよりも低かったということは笑い話にもならないわけであって、この点は万全を期して市役所の耐震化に取り組んでいかなければいけないというふうに思います。

そこでお尋ねしますけれども、市役所というのは、大地震が発生しても補修することなく、ふだんの日常の十分な機能を確保するというのが、十分な機能が図られるべき施設だというふうに思うんですけれども、そういった認識はございますか。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） どの程度の耐震性を有するべきかという議論については、これまでも御議論いただいてきたことかと存じます。このあたりも費用との兼ね合いも含めまして、最適な形を探っていくべきかと存じます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 私が聞いているのは、市役所の日常の機能を十分に確保すべき建物に該当するかどうかという点をお聞きしていますので、明確にお答えください。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） その御質問の大前提といたしましては、どのような災害が起きてもということであれば、やはり活断層直下の地震でありますとどのような構造であっても耐えられないというふうに考えております。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 大地震が発生しても補修することなく、日常の市役所の行政機能を確保する、機能を確保すべき建物に該当するかどうかをお答えいただきたい。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 基本的にはそういった機能が必要だと考えております。ただ大前提として、どのような災害にどの程度まで想定をするかということは、やはり現実的な判断が必要かと存じます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 地震の規模はいろいろございますので、大地震が発生しても十分な機能確保が図られるべき施設であるというところの認識は今いただきました。市役所というのは防災拠点でありまして、災害時に機能が停止すれば市民生活への打撃はさらに拡大するわけでありまして、それを踏まえれば、構造耐震指標 I s 値0.9以上に設定するよう国土交通省の基準で示されているわけですね。

奈良市は、この奈良市役所について、現在示されている補強案によれば、I s 値を幾ら以上と設定すべき建物としたのかお答えいただけますか。

○議長（東久保耕也君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後4時17分 休憩

午後4時20分 再開

○議長（東久保耕也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） I s 値で申し上げますと0.75というところでございます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 庁舎の耐震問題を論じるに当たって、I s 値もすぐ出てこないようではやはり困るわけなんですね。I s 値0.75というのは、構造体の耐震安全性の目標、これに示されているものでⅡ類に該当するんですね。通常であれば、防災拠点としての機能に鑑みると0.9以上にしないといけないというのは先ほども申し上げたとおり。国土交通省の定める基準を下回っていると言わざるを得ないわけですね。0.75という目標設定自体も妥当ではないということ指摘しておきたいというふうに思います。

そして、次にお伺いしますが、仮に市が策定している現在の本庁舎耐震化基本構想に基づいて補強した場合は、I s 値は幾らになるのかお答えいただけますか。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） ですので、我々が目指しているのが国交省の基準の0.6の1.25倍ということで、0.75のI s 値でございます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 0.75にしかならないということですか。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 基準がそうでございますので、それを満たすようにということでございます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 実際に補強後の耐震性能ということで試算されていますね。中央棟で0.76にしかならない。そして、西棟、議会棟ですね、0.75にしかならないんですよ。0.75以上を目指すというふうにおっしゃっているんですけども、建物というのは当然ながら経年劣化しますから、I s 値に関しては基本的に耐震診断でも用いられているように、E o——保有性能基本指標にSD——形状指標とT——経年指標を乗じて算出しますので、この経年指標というのは基本的には5年ごとに0.025ずつ減少していくものなんですね。37億円もの巨額を投じて実施しようとしている補強計画については、補強完成後も経年劣化を考えると、わずか数年しか目標のI s 値を維持できないという計算になって、余りに一時しのぎの計画であるとしか言いようがないものだというふうに思いますが、この点について説明していただけますか。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 基本的には、これは小・中学校校舎等も同様の考え方でございますけれども、基準を満たせる水準に耐震強度を高めるということが目的でございます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 0.75を維持するというのが目標なんですよ。でも0.75にしかならなかったら、わずか数年でその目標というのは下回りますよね。その点いかがですか。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） そんなことはないと思います。（三橋和史議員「いやいやいや」と呼ぶ）

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） いや、物理的な計算上の話を市長がそんなことないと思いますからといって、こういう科学的なものは変わらないんですね。1足す1は3だというふうに言われても、これは2なんです。これは誰が言おうと変わらないわけです。

申し上げますけれども、数年しか0.75という水準ももたない、まして0.9にも当初から届かないというのが現在の耐震の計画になっているわけです。

そして、補強後の耐用年数は何年になるんでしょうか。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 当初の建物の残っている耐用年数ということで、25年から30年ということで見込んでおります。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） コンクリート強度を申し上げますと、耐震診断における中央棟の5階部分のコンクリート強度、これは16.4ニュートン・パー・平方ミリメートルであります。耐久設定基準強度について、供用期間というのが定められているんですけれども、30年の供用期間を想定しますと、18.0ニュートン・パー・平方ミリメートル必要なんですね。当初から下回っているんです。コンクリート強度からいっても30年より短い期間しか耐えられないということは、もう明らかなんですね。

でも、昨日の答弁も、ただいまもそうですけれども、30年もつかのような説明をなさっている。この点はおかしいというふうにも申し上げておきます。

時間がございませんので、次行きますけれども、37億円ですか、これは市債を発行するわけですから、据え置き期間とか償還期間は何年になっているんでしょうか。（仲川元庸市長「財務部長に答えさせます」と呼ぶ）はい。

○議長（東久保耕也君） 財務部長。

○財務部長（辻井 淳君） 三橋議員の質問にお答えいたします。

据え置き期間ですけれども、5年を考慮しております。償還については、25年から30年の間という期間で考えております。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 据え置き期間5年ですか、償還期間が30年というふうにした場合に、耐用年数は二十数年しかもたないわけでしょう。耐用年数を過ぎていのに償還していかないといけないということは、受益を受けている世代の後の世代が耐震の補強計画に基づく耐震化に対する費用を負担しないといけないということになって、これは財務会計上も問題じゃないですか。

いろいろ問題がございますけれども、建てかえか補強かといった場合に、資料には建てかえた場合は65年というふうに記載されていますけれども、30ニュートン・パー・平方ミリメートルのコンクリート強度であれば100年もつという時代なんですね。そういったことから考えた場合に、37億円で30年未満ですよ。82億円の建てかえ、65年とされていますけれども、100年もつ計算をしないとおかしいんですけれども、仮に65年というふうにした場合であっても、1年当たりの費用に換算すれば建てかえのほうが市民負担は少なくて済みます。しかも建てかえのほうが免震構造を採用できますし、I s 値も国が求める0.9以上、これを維持できる。さらに、職員の執務環境や市民サービススペースについても、現代に応じた内容を実現することができる利点もありますし、まちづくりの観点からも、先ほどほかの議員からもありましたけれども、総合的な地

域のシンボルとなるような建物をつくることができると、まして市民負担が少ないということであれば、これはもはや補強よりも建てかえのほうが市民負担も低い、利点も上回るということは明らかだというふうに思います。

時間がございませんので、それを申し上げて次にまいりますけれども、少し飛ばしますけれども、まず消防車、救急車の円滑で安全な交通についてということで、9月定例市議会において質疑を重ねてまいりましたけれども、この点、緊急車両の赤信号、交差点への進入時の徐行による通過時間の延伸の解消や交通事故の防止、現着時間短縮の成果、これが期待できるということで協議を始めるべきだということをお願いしました。この間、これまでの間、奈良県警察との協議を始められたと思いますけれども、消防局長、間違いございませんか。

○議長（東久保耕也君） 消防局長。

○消防局長（藤村正弘君） 三橋議員の御質問に自席からお答えいたします。

現場急行支援システム——FASTについての現在の協議というところでございますが、消防局担当課の消防課と県警の交通規制課との事前の担当課レベルでの情報交換、そして協議を開始しようというところでございます。

以上でございます。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 今議会にも報告がございましたけれども、緊急走行中の救急車が赤信号交差点の進入時に普通自動車との事故が発生したということもありましたから、こういったFAST、このシステム導入に向けて力強く取り組んでいただくようお願いしておきたいというふうに思います。

少し戻って、懲戒処分について、いけるところまでお聞きしますけれども、準公金に分類されるような公金ですね、通帳、キャッシュカードを含め、金銭も含めてそうですけれども、職員が横領していたという不祥事が発覚しましたが、生活保護関連の部署であります保護第二課長が減給10分の1を6カ月の処分を受けておりますけれども、この役職者は、当時の直属の上司であった元福祉部次長に報告されているんですね。一方で、この元福祉部次長というのはことし退職されていますのであれですけれども、不正はなかったと当時の部長に報告を行っていたわけであって、この非違行為は犯人隠避の疑いさえあるものだと、重大なものだというふうに言わざるを得ないんですけれども、報告をしっかりと行った課長級職員が減給10分の1、これは6カ月、まあ重いんですけれども、受けている。ところが退職されたら、停職相当の処分だと、停職処分相当の事案があったということで人事課に確認しておりますけれども、たまたま定年退職があったかどうかで経済的不利益を求めていくことができるか、できないかという差が設けられている現在の制度はおかしいと思うんですけれども、その点いかがですか。

○議長（東久保耕也君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 職員の懲戒処分に当たりましては、外部の有識者を含む5名の委員に諮問をさせていただきまして、本市の奈良市職員の懲戒処分に関する指針に照らした形で処分の量定を決めていただいております。

御指摘の部分につきましては、感情、感覚としてはいかがなものかということはおもったもたというふうに私も思っております。我々も、与えられた制度の中で最大限厳しい対応をという思いで対応させていただいております。

○議長（東久保耕也君） 三橋君。

○16番(三橋和史君) 市長がおっしゃるように、感情だけでそういった給与とか退職手当の返還命令等を行えないというのは法治国家として当然なんですけれども、先ほども申しあげましたように、たまたま定年退職の時期があってから発覚した事案だと、こういった経済的な不利益を伴う処分を免れるというのは、これは職員として、職員間の公平性からいってもおかしいと思いますし、退職間近になれば報告をしないというほうが得になってしまうというような制度だというふうに思いますので、こういった点については逃げ得というような実態を生まないためにも、制度改正、これを行っていかねばいけないのではないかというふうに意見を申し上げておきます。

時間がまいりましたので、また残りの事項については別の機会にさせていただき、私の質問を以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。